

平成30年 2月23日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 78 号	出水7丁目 第68号線	中央区出水7丁目316番1	地先	
		中央区出水7丁目300番27	地先	
議第 79 号	佐土原1丁目 第4号線	東区佐土原1丁目3583番25	地先	
		東区佐土原1丁目3593番2	地先	
議第 80 号	沼山津4丁目 第17号線	東区沼山津4丁目1903番10	地先	
		東区沼山津4丁目1903番6	地先	
議第 81 号	御幸西2丁目 第4号線	南区御幸西2丁目637番7	地先	
		南区御幸西2丁目637番4	地先	
議第 82 号	御幸西2丁目 第5号線	南区御幸西2丁目661番15	地先	
		南区御幸西2丁目661番11	地先	
議第 83 号	御幸笛田3丁目 第7号線	南区御幸笛田3丁目1216番20	地先	
		南区御幸笛田3丁目1216番10	地先	
議第 84 号	御幸笛田3丁目 第8号線	南区御幸笛田3丁目1229番5	地先	
		南区御幸笛田3丁目1228番1	地先	
議第 85 号	元三町1丁目 第2号線	南区元三町1丁目59番8	地先	
		南区元三町1丁目56番12	地先	
議第 86 号	城山半田3丁目 第5号線	西区城山半田3丁目1149番1	地先	
		西区城山半田3丁目1149番12	地先	
議第 87 号	戸島5丁目 第8号線	東区戸島5丁目77番2	地先	
		東区戸島5丁目77番8	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 88 号	戸島西7丁目 第7号線	東区戸島西7丁目2774番8	地先	
		東区戸島西7丁目2774番17	地先	
議第 89 号	戸島西7丁目 第8号線	東区戸島西7丁目2769番1	地先	
		東区戸島西7丁目2763番8	地先	
議第 90 号	新 第3号線	南区富合町新608番10	地先	
		南区富合町新608番22	地先	
議第 91 号	下宮地 第21号線	南区城南町下宮地735番3	地先	
		南区城南町下宮地735番7	地先	
議第 92 号	千町 第31号線	南区城南町千町2146番8	地先	
		南区城南町千町2146番5	地先	
議第 93 号	舞原 第38号線	南区城南町舞原359番6	地先	
		南区城南町舞原359番15	地先	
議第 94 号	三郎1丁目 第2号線	中央区三郎1丁目2227番2	地先	
		中央区三郎1丁目2112番5	地先	
議第 95 号	御幸木部3丁目 第6号線	南区御幸木部3丁目3103番2	地先	
		南区御幸木部3丁目3103番6	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望